

支出負担行為担当官
防衛省防衛監察本部
副監察監 水田 裕滋

公 示

下記の内容により公募するので応募されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

- | | | |
|----|--|---|
| 1 | 件 名 | 乗用自動車(タクシー)の借上げ |
| 2 | 公募期間 | 公募開始日 : 令和 7年 1月21日(火)
公募終了日 : 令和 7年 2月28日(金) |
| 3 | 応募資格 | (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地方の競争参加資格を有し、かつ、令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
(4) 防衛省から「装備品及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係の者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行なおうとする者でないこと。
(6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。 |
| 4 | 公募条件 | 以下の公募条件のすべてを満たしている者であること。
(1) 特別区・武三交通圏の認可法人であること。
(2) 防衛省が契約を締結する複数の法人等において使用可能な共通タクシーチケットを無償で発行・納入できること。また事務手数料が無料であること。
(3) 運行及び事故対応等について管理体制が確立されていること。
(4) 環境対策に取り組んでいること(エコドライブ等)。
(5) 防衛省市ヶ谷庁舎近隣の住人等への迷惑行為及び防衛省市ヶ谷庁舎の各門付近における防衛省職員を乗客の対象とした付け待ちのための駐停車行為をしないことについて誓約できること。また、付け待ちの駐停車行為が確認された場合は、官側から所轄の警察に通報することについて異存がないことを承諾できること。 |
| 5 | 提出書類 | 適合証明書(別紙様式) |
| 6 | 書類提出期限 | 令和7年2月28日(金)13:00必着 |
| 7 | 契約者の決定方法 | 必要書類を提出期限までに提出し、本公募に示す条件(仕様書に掲げた条件を含む。)を満たす全ての者と契約する。ただし、契約を締結してもタクシー使用を確認するものではない。 |
| 8 | 契約書等作成の必要の有無 | 有 |
| 9 | 適用する契約条項 | 役務等契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項 |
| 10 | 結果の通知 | 令和7年3月上旬を目途に応募者全員に通知する。 |
| 11 | 資料提出にあたっての留意事項 | (1) 応募資格のない者が提出した場合、提出資料は無効とする。
(2) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、応募資格を失うものとする。
(3) 応募に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は原則として返却しないものとする。
(4) 提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。 |
| 12 | 公募案内、適合証明書及び誓約書の交付また資料の提出場所並びに本書記載事項に関する問い合わせ先 | 〒162-8807 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎D棟6階)
防衛監察本部総務課 会計係 市川 電話番号 03-3268-3111 (内線33043) |

防 衛 監 察 本 部 仕 様 書			
品 名	乗用自動車（タクシー）の借上げ	仕様書番号	—
		作成年月日	令和 6 年 1 2 月 1 2 日
		変更年月日	—
		作 成 課	防衛監察本部総務課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛監察本部における乗用自動車（タクシー）の借上について規定する。（以下「本役務」という。）

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札時又は見積書の提出時期における最新版とする。

なお、引用文書に定める事項がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

2 役務に関する要求

2.1 本役務の内容

契約相手方は、官側の指示する配車台数、時間及び配車指定場所にできるだけ速やかに配車し、人員を輸送するものとする。その際、全ての契約相手方において使用可能な「共通タクシーチケット（以下「チケット」という。細部については、別紙）」を無償で発行し、官側へ納入する。納入後のチケット管理については、官側に一任することとする。

また、乗務員は、チケットを官側から受領した場合、契約相手方が発行する領収書を官側に交付するものとする。この際、官側から受領するチケットの控えを受け取った場合は、官側に返却することとする。チケットは官側から発注を受けた日から 2 8 日営業日以内に発行・納入することとし、その後の管理は官側に一任することとする。

2.2 乗車料金

- (1) 乗車料金は、関東運輸局長の認可した運賃とする。ただし、当該運賃に改定があった場合は、支出負担行為担当官と協議するものとする。
- (2) 有料道路料金は官側の負担とし、契約相手方は乗車料金とともに官側に請求を行う。その際、高速道路使用を証明できる書類（コピー可）を添付するものとする。

3 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官が指名する者が実施するものとする。

4 その他

4.1 チケットの清算

契約相手方は、迅速かつ正確にチケットの回収・集計を行い、毎月 1 日から末日までに利用されたものを当月分として取りまとめ、官側に対して、翌月 1 0 日（1 0 日が土日祝祭日の場合は直後の開庁日）までに、支払請求書及び官側が乗車時に使用したチケットを提出するものとする。その際の事務手数料については認めない。

4.2 安全管理

契約手方は、本役務の履行に関し、必要な安全管理を実施する。また、契約相手方の責に帰すべき理由による事故において、官側又は第三者若しくは物件に損害等を与えた場合の責任は、契約相手方の負担とする。

4.3 駐停車時の注意事項

防衛省市ヶ谷庁舎近隣の住民等への迷惑行為及び防衛省市ヶ谷庁舎各門付近における防衛省職員を乗客の対象とした付け待ちのための駐停車行為は禁止とする。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する件及び業務実施に当たり疑義が生じた場合については、支出負担行為担当官と協議をする。

「共通タクシーチケット」様式基準

1 枚目（ノンカーボン上用紙・N40・白）

令和7年度 防衛省防衛監察本部タクシー乗車券（控）

No. XX ○○○○○○

乗 車 日	年 月 日	時 分～ 時 分	注 ↑			
部 課 コード		料 金	万	千	百	拾 円
使 用 者 名		通行料				
経 路		合 計				

行灯
マーク

契約コード
略称
連絡先電話番号

※乗車する会社名を○で囲んでください。

2 枚目（ノンカーボン下用紙・N100・ブルー地を基調とする）

令和7年度 防衛省防衛監察本部タクシー乗車券

No. XX ○○○○○○

乗 車 日	年 月 日	時 分～ 時 分	注 ↑			
部 課 コード	—	料 金	万	千	百	拾 円
使 用 者 名		通行料				
経 路	～	合 計				

行灯
マーク

契約コード
略称
連絡先電話番号

※乗車する会社名を○で囲んでください。

- ・ 2 枚 1 組の複写式で、2 0 組で 1 冊とし、表紙及び裏表紙を付すこと。
- ・ 表紙には、「令和 7 年度 防衛省防衛監察本部タクシー乗車券」の表示をすること。
- ・ チケットごとに通し番号を付与することとし、付与の要領は官側からの指示による。（注）
- ・ 行灯マーク等の欄は、官側から通知する契約事業者等の数により適宜印字すること。
- ・ 券面のサイズは、縦 7 0 mm×横 1 2 7 mmを基準とする。
- ・ 下用紙の厚さは、複写に耐えうるものとする。
- ・ 官側からの依頼を受けた日から 2 8 営業日以内に発行・納入すること。

暴力団排除に関する誓約書

☐ 当社☐ 私（個人の場合）☐ 当団体（団体の場合） は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、誓約いたします。

年 月 日

住所（又は所在地）

会社名及び代表者名

発行責任者
担当者

（連絡先： ）
（連絡先： ）

適 合 証 明 書

公募条件について、適合することを証明いたします。

件名：乗用自動車（タクシー）の借上げ

年 月 日

会社名
住所
代表者名
発行責任者（連絡先）
担当者（連絡先）

公募条件

- 1 特別区・武三交通圏の認可法人であること。
- 2 防衛省が契約を締結する全ての契約相手方において使用可能な「共通タクシーチケット」を使用して役務の提供が可能であり、別紙にて示す様式を基準とした「共通タクシーチケット」を無償で発行・納入できること。また、事務手数料が無料であること。
- 3 運行及び事故対応等について管理体制が確立されていること。
- 4 環境対策に取り組んでいること。
- 5 防衛省市ヶ谷庁舎近隣の住民等への迷惑行為及び防衛省市ヶ谷庁舎の各門付近における防衛省職員を乗客の対象とした付け待ちのための駐停車行為をしないことについて誓約できること。また、付け待ちのための駐停車行為が確認された場合は、官側から所轄の警察に通報することについて異存がないことを承諾できること。

添付書類

- 1 関東運輸局の認可証の写し（加盟会社を含む）
- 2 「共通タクシーチケット」を無償で発行・納入できること及び事務手数料が無料であることの証明（様式任意）
- 3 運行及び事故対応等の管理体制について示されている資料（社内規則又はマニュアル等）
- 4 環境対策に取り組んでいることが分かる資料（社内規則又はマニュアル等）
- 5 住民等への迷惑行為及び付け待ち行為をしないことに係る誓約書（付紙様式第1）
- 6 暴力団排除に関する誓約書（付紙様式第2）
- 7 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し